

小冊子「Q&A 病理解剖について」の有用性について

高橋 秀史, 関谷 千尋, 檜山 繁美, 松岡 伸一, 秦 温信

札幌社会保険総合病院 検査部

一般人における病理解剖への理解は乏しく、家族の死後に病理解剖の話聞いても必ずしも十分な理解には至らないと思われる。そこで「Q&A 病理解剖について」という小冊子を作成し、臨床医の説明を補足して遺族に理解を求める試みを行った。その小冊子の必要性に関するアンケートの結果、この小冊子が有用であると一定の評価が得られた。

キーワード：病理解剖、小冊子、説明と同意

はじめに

病理解剖の目的は、患者の病態を可及的に明らかにして、診療やケアと比較検討し、今後の医療に反映させる点にある。しかし、それらの医学的目的は必ずしも一般人には理解されているとはいえず、誤解や思い込みによる病理解剖の拒否、あるいは病理解剖に対する過度の期待などによる潜在的な問題を残す承諾など、病理解剖に対する不理解は遺族や医療者の関係に問題を残す可能性もある。そしてそのような問題を残した場合、死体解剖保存法に抵触する可能性や不必要な医事紛争にもつながりかねない。従って、出来る限り「病理解剖の承諾書」を頂くにあたって誤解のないような説明が望まれる。そこで、臨床医による病理解剖の説明を補助するものとして「Q&A 病理解剖について」という小冊子の有用性について検討したので報告する。

対象と方法

平成13年4月～平成15年3月の2年間にわたり、臨床担当医のご協力を得て、小冊子をご遺族に配布し、その内容について小冊子に添付した葉書にてアンケート調査を行った。

結 果

以下に、小冊子の全文を記す。

「Q&A 病理解剖について」

はじめに

この小冊子をお読みになる方が、最愛のご家族やご友人を亡くされたばかりの方でしたら、まずはじめに心からお悔やみ申し上げます。そのようなご心痛の時ではありますが、ご遺体の解剖を担当医が御願いする場合がございます。この病理解剖を通して、医師や医療関係者は、医学教育や医療の向上にはかけがいのない貴重な知見を学ぶことができます。この小冊子には、病理解剖について質疑応答形式で、できるだけわかりやすく書かれています。病理解剖へのご理解を深めて頂くことの一助となれば幸いです。

Q 病理解剖ってどんなことですか？

A 病理解剖（あるいは剖検といいます）とは、不幸にして病院で亡くなった患者さんのご遺体を専門の病理医が解剖し、臓器を摘出保存し、それらの組織標本を顕微鏡などによって詳細に病理学的に検討し、臨床医に病理解剖学的診断として報告するものです。

Q どのような目的で病理解剖をするのですか？

A 病理解剖は「死者が生者に教える」という言葉で現されます。生前、医師を始めとする医療関係者が最善の医療を尽くしたにもかかわらず、不幸にして患者さんが亡くなる場合があります。そのようなご遺体の病理解剖を行うことによって、画

像診断のみでは十分に明らかではなかった病変の診断、病気の重さや程度、治療の効果、死に至る原因などをよりの確に知る機会が与えられます。従って、病理解剖を行った場合、担当医はより正確な死亡診断書を書くことが可能となる場合があります。このように不幸にして亡くなった患者さんの病理解剖からたくさんの貴重な知見を学ぶことができます。

病理解剖を通してひとりひとりの亡くなった患者さんから学んだ知見は、つぎの患者さんの診断治療に反映されます。このようにして、病理解剖は医学の進歩に貢献しています。

Q どのようにして病理解剖は行われるのですか？

A 病理解剖は、一貫して、生前と同様にご遺体への礼意をもって行われます。当院での病理解剖は、衛生的な病理解剖室で、専門の病理医と介助者が行います。通常の業務時間内では準備が整い次第病理解剖を行うことができますが、時間外や休日などでは霊安室に一時的に保管させていただき、翌日に病理解剖を行う場合もあります。一礼の後に解剖を始めますが、通常は主として胸部から腹部にかけてメスを入れ諸臓器を観察、摘出し、所見を記録します。摘出された臓器はホルマリンで保存され、後に病理組織標本として顕微鏡検査を行います。病理解剖を終えたご遺体は清拭の後、直ちにご家族にお返しいたしますので、外観上は病理解剖前とほとんど変わりません。所用時間は2～3時間です。原則的に、ご遺族の立ち会いはご遠慮を御願ひしております。

Q ご遺体を解剖することは法的に許されるのですか？

A 医学のためとはいえ、無制限に病理解剖を行うことが許されているわけではありません。基本的には、死体解剖保存法という法律により、厚生大臣の認定した死体解剖資格を持つ医師や、病理学の教授や助教授、その指導のもとに研修する医師が、指定された病理解剖室で行うことになっています。当院でも、死体解剖資格を持つ病理医によって、礼儀を失することなく法律を遵守して病理解剖を行っています。死体解剖保存法は、ご遺族の宗教的感情などにも配慮すべきであると記載されており、

病理解剖についてのご希望には出来るだけお応えします。なお、病理解剖は司法解剖とは異なり、けっして強制されて行われることはありません。

Q 故人の病理解剖を誰が承諾するのですか？

A 病理解剖はご遺族の承諾を必要とします。

医学のためとはいえ、ご家族を失ったお気持ちの中で、病理解剖を承諾するにはたいへんなご理解を必要とすると思われます。このことは病理解剖保存法にも明記されており、ご遺族の承諾なしに病理解剖が行われることはありません。病理解剖の承諾はご遺族の自由な判断に委ねられています。臨床担当医が、病理解剖の目的と意義を説明し、皮膚切開や臓器の摘出などについて十分ご理解して頂いた上で、病理解剖承諾書に署名と捺印を御願ひしています。頭を開けるなど通常の解剖より範囲が広がる場合なども説明し、承諾を頂くようにしています。病理医はこの病理解剖承諾書を確認した上で病理解剖を行います。ご承諾を頂く上で、より小さな皮膚切開などの解剖方法、臓器の摘出や保存に関してご遺族の希望があれば、できるだけ応えるように努めます。

Q 解剖後のご遺体や摘出された臓器はどうなるのですか？

A 病理解剖保存法では、摘出したご遺体の臓器の一部であってもご遺族に帰属すると規定されています。従って、摘出臓器については病理診断に支障のない最小限に努めております。摘出後の臓器についても礼意をもって保存、処置され、決して医学以外の目的に使用されることはありません。当院では、病理検査終了後の保存臓器につきましては、定期的に当方にて火葬とさせて頂いております。ですから返還などのご希望がある場合は予めご連絡下さいますようお願い致します。

Q 病理解剖の結果は報告されますか？

A 病理解剖は臨床医から病理医への依頼として行われ、その結果は解剖を依頼した担当医に病理解剖報告書として報告されます。従って、病理解剖の結果についてお知りになりたいことが御座いましたら、臨床担当医にご連絡を御願ひします。標

本作製などに時間を要するため、約1～2ヶ月程度で臨床医に報告されます。

Q 「異常死体の届け出」や「検視」はどのようなものですか？

A これらは病理解剖とは直接関係はありませんが、医師法に定められている手続きです。

異常死体とは、不慮の事故、自殺、他殺などによる死亡と、そのような事件や事故の可能性がある場合を指し、そのような死亡を確認した医師は所轄警察署に届けなければならない、と医師法に定められています。「異常死体の届け出」を受けて、警察署は警察官を病院に派遣し、検視という死体の検査を行って法的問題に関係するかどうかを判断します。従って、「異常死体の届け出」が必要な場合には、病理解剖に優先して検視がおこなわれることをご理解いただきたいと思います。「異常死体の届け出」がそのまま事件や事故を意味するものではありませんが、多少でもその可能性がある場合には警察の判断を仰がなければなりません。検視の結果によっては司法解剖になる場合もあります。突然死、事故死、災害による死亡、不慮の事故などで亡くなった方、あるいはそれらの可能性のある場合が、「異常死体の届け出」の対象となります。

Q この病院にとって病理解剖の意義は何ですか？

A 当院においても病理解剖を行うことは、たいへん大きな意義があります。毎月、臨床医と病理医により病理解剖の結果に関する検討会を行うことにより病気への理解を深めています。その他にも、定期的に臨床病理検討会を開催し、さらに幅広い職員で医療の検討を深めています。

また、病理解剖から学んだ知見は、病理学会へも報告され、医学統計や公衆衛生にも役立っており、臨床研究などにも貢献しています。

さらに、病理解剖を行う病院は、医療の自己検証能力を示すものとして厚生労働省やさまざまな医学会から高い評価を受けています。厚生労働省の定める医師の臨床研修指定病院では、病理解剖や臨床病理検討会が指定基準の要件とされており、当院もそのひとつです。また、臨床各科の専門医や認

定医などの資格を得る条件として、病理解剖が資格基準の一部となっている学会も多く認められます。このように、医療の向上のみならず、本院の職員研修、ご遺族への十分なお説明などの社会的な役割りを果たす上でも病理解剖は重要な意義を持ちます。

おわりに

この小冊子のみで病理解剖のすべてをご理解いただけるとは思っていません。ましてや、肉親を失った直後であれば、ご遺体に傷をつけるという行為は、心情的に受け入れがたいこともあるかもしれません。しかし、この小冊子が、ご遺族の尊いご理解、臨床医の毅然たる向学心、病理医の専門知識が一体となって初めて行われる病理解剖への理解の第一歩となることを信じております。

以上、小冊子全文。

200部以上の小冊子を配付し、アンケート調査の葉書を添付したが、わずかに19通の回収のみであった。その結果は以下の通りである。

1. 担当医から病理解剖のお話がありましたか？

はい 17通

いいえ 1通（無回答1通）

2. 病理解剖を承諾しましたか？

はい 10通

いいえ 1通

3. 病理解剖を承諾する、しないという決定にこの小冊子は参考になりましたか？

とても参考になった 9通

少し参考になった 3通

わからない 2通

あまり参考にならない なし

全く参考にならない なし

無回答 2通

4. この小冊子は必要とおもいますか？

必要である 16通

わからない 2通

必要ない 1通

考 察

アンケートにて回収した葉書は十分とはいえないが、遺族の心情を思うとき、このようなアンケート

をお願いすること自体に無理があったのかもしれない。しかし、そのような中で、頂いた19通のアンケートに深甚なる感謝の気持ちをこの場でお伝えしたい。頂いたアンケートの結果は大変好意的な内容や医療への積極的な関心を示されたものも多く、実際、大部分は病理解剖を承諾されたご遺族からであった。「とても参考になった」との意見が多く聞かれ、そのコメントとして、「大変、参考になりました」「良い方向へ導かれれば、幸いと思います。病理・医学によって多くの人たちが助かることを信じ、私自身も生きていきたいと思います」「摘出された臓器が、モノとして冷たく扱われるのではという誤解がありますが、礼意をもって保管・活用されることを知り、安心しました」「小冊子を読んで一層病理解剖についての理解がはかられた」などの意見が聞かれた。この小冊子が「必要ない」と回答された方は、「説明と会話がもっとも重要と考える」とのコメントをしており、やはり十分な理解をのぞむことは共通の意見であった。同意に関してもいくつかのコメントがあり、「遺族の一部が反対すると病理解剖は困難になるのでしょうか」「臓器移植と同じように生前からの意思表示ができると、病院側も助かるのではないのでしょうか」などの意見があった。その他、ア

ンケートには多数の謝意が述べられており、病理解剖を今後の医療に役立てるべく気持ちを新たにした。

一方、病理医の職務として、死体解剖保存法とその実施規則となる死体解剖指針によると、「病理解剖は、病理解剖を行うこと及び標本の採取を行うことにつき遺族の同意があることを確認した後でなければ、解剖に着手してはならない」「病理解剖医は、標本として保存するものを除き、可能なかぎり、死体の復元に努め、死体の外観の回復等を図り、遺族等の感情に十分留意しなければならない」などの規定があり、このような小冊子を通して、そのような法的根拠を明示することも病理医の責任と思われる。また、病理解剖の具体的な作業については臨床医も、ましてや一般の方にも理解されているとは言えず、臓器の保存、標本作成、臓器の火葬、報告方法などについて誤解のないように可能なかぎりの理解を求めた上で承諾していただくことが望まれる。これは病理解剖における「説明と同意」と考えることも可能で、それを補助する小冊子が必要な所以である。

結 論

小冊子「Q&A 病理解剖について」は、病理解剖への正しい理解を得る上で有用と思われた。

The clinical feasibility of the leaflet "Q&A what is the autopsy"

Shuji TAKAHASHI, Chihiro SEKIYA, Shigemi HIYAMA,
Shinichi MATSUOKA and Yoshinobu HATA

Department of Clinical Laboratory, Sapporo Social Insurance General Hospital

The knowledge and comprehension about the autopsy seemed not prevailing enough among common people. Thus, we tried to publish the leaflet "Q&A what is the autopsy" for assisting the comprehension about the autopsy. In the leaflet, we also tried to obtain the some questionnaire about the significance of the leaflet in the scene of decision-making of the autopsy. Most of the questionnaire agreed to the value of the leaflet.

Key Word: autopsy, leaflet, infomed consent